

成年年齢引下げに伴う対応のお知らせ

民法の定める成年年齢を 20 歳から 18 歳に引下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が、2022 年 4 月 1 日から施行され、

18 歳、19 歳の方は、親の同意なく一人で契約をすることができるようになる一方で、未成年であることを理由とした契約の取消しはできなくなります。

- 一般社団法人全国銀行協会「成年年齢引下げとお金のだいじな話」
<https://www.zenginkyo.or.jp/age-of-majority/>
- 成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」
<https://seinen.go.jp>
- 法務省「成年年齢引下げに関するパンフレット」
<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>

本改正に伴い、当行における一部商品のお申込み年齢を引下げいたします。

<主な改定内容>

	3月31日まで	4月1日から
総合口座の定期預金 (貸越が可能となります)	20歳以上	18歳以上
クレジットカード	18歳以上(20歳未満の場合は親権者の同意が必要)	18歳以上
投資信託	20歳以上	18歳以上
保険	(未成年取引は原則不可)	(未成年取引は原則不可)
外貨預金		